

ちば森づくりの会規則

CMR002	道具類の購入費用に対する補助	制 定：平成 17 年 1 月 7 日 改 訂：平成 23 年 4 月 23 日
--------	----------------	---

1. 鉋または二丁差を購入する会員に対し、購入代金（税込）の 6 割を補助する。ただし、100 円未満は切り捨てる。また、1 会員 1 品限りとする。

計算例（税込 6,600 円の鉋を購入した場合）

$6600 \text{ 円} \times 0.6 = 3960 \text{ 円}$  → 60 円を切捨て、補助額は 3900 円

2. 定常的にチェーンソーまたは刈払機を持参して作業する会員に対し、ソーチェーンおよび替え刃の購入代金を補助する。補助する額は次のとおりとする。

ソーチェーン：購入代金、1 会員・3 年度に 1 本、6 千円を限度とする

刈払機替え刃：購入代金、1 会員・1 年度に 2 千円を限度とする。

補助を受けようとするものは、領収書を付して申請する。

(附則)

平成 17 年 1 月 7 日制定の会規則「消耗品等の購入費用に対する補助」は廃止する。